

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料率の見直しについて～

問  
合  
せ

北海道後期高齢者医療広域連合  
(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)  
☎ 011 - 290 - 5601

安平町役場  
税務課税務グループ ☎ 2513  
健康福祉課国保医療グループ ☎ 4555

### ◇保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すことになっています。平成24・25年度の新しい保険料率は次のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 (年額) 44,192円	→	平成24・25年度 (年額) 47,709円 (3,517円増)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 10.28%	→	平成24・25年度 10.61% (0.33ポイント増)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	→	平成24・25年度 55万円 (5万円増)

### ▶保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得 - 33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、  
6月頃に個別にお知らせします。